

# 固定資産の

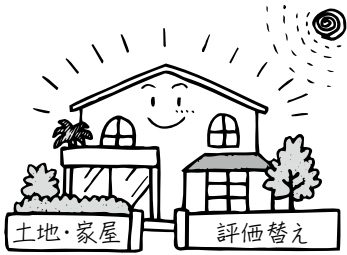
# 評価替えが行われます

税務課資産税係 ☎(63)2113

固定資産税は、みなさんの土地や家屋、償却資産（事業用の機械や器具、備品など）に対して課せられる税金です。また、市街化区域の土地と家屋には都市計画税も課税されます。

土地・家屋の価格（評価額）は3年に一度見直しが行われ、税額はそれを基礎として算出されます。平成24年度はこの見直し（評価替え）の年にあたります。

固定資産税は教育や福祉、環境などさまざまな分野の行政サービスを行う上で、大変重要な税金です。みなさんのご協力をお願いします。



## 評価額は、どう決めるの？

### ○土地の評価

国が定めた固定資産評価基準に基づき、地価の動向やその地域の環境と市内全域の均衡を総合的に判断し、価格の見直しを行います。

特に宅地は、土地の価格が高騰した場合でも、急激な税負担にならないよう、また評価の均衡を図るために、負担水準の高い土地は引き下げまたは据え置き、低い土地はなだらかに上昇させる措置を行っています。

### ○家屋の評価

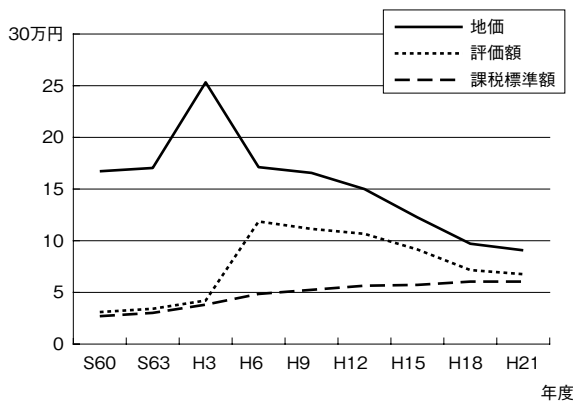
平成23年中に新築増築した家屋は、改正された評価基準に基づいて評価されています。それ以前に建築した家屋は、新しい評価基準で建築費を再計算し、それに経年減点補正率（建築後の年数に応じた家屋の痛み率）を乗じて、新しい評価額を算定します。この金額が平成23年度の評価額を上回る場合は据え置かれます。

## 地価が下がっているのに税金が下がらないのは？

負担水準が高い土地は課税標準額を引き下げたり据え置いたりしていますが、負担水準が低い土地は、なだらかに課税標準額を引き上げ、評価額に近づけるようになっていきます。この仕組みを負担調整といいます。

現在は、税負担の公平化を図るために、ばらつきを調整しているところです。地価が下落しても税額が下がらない、または上がるという場合もあります。

負担調整 (例: 貝島地内1㎡当たり)



## あなたの資産を確認してください

固定資産税は、課税台帳に登録された内容で課税されます。その内容を納税者または代理人が縦覧帳簿で確認して、本人所有の土地や建物と、市内の土地や建物の価格を比較できる縦覧制度があります。

**と き** 4月2日(月)～5月31日(木)

**と ころ** 税務課資産税係(本館1階・6番窓口)

**必要なもの** 本人を確認できるもの

(運転免許証など ※代理人の場合は併せて委任状)

